

## 奈良県告示第四百十八号

平成二十年八月奈良県告示第二百三十二号（奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月八日

奈良県知事 荒井正吾

一の表中「第七十二条の十三第二項」を「第七十二条の二十九第二項」に、「第七十二条の十六第四項」を「第七十二条の三十二第四項」に、「第七十二条の十七第二項」を「第七十二条の三十四第二項」に、「第七十二条の十八第三項」を「第七十二条の三十五第三項」に、「第七十三条第四項において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十三条」を「第七十二条の四十四」に、「第七十三条の十二」を「第七十三条の十」に、「出資農事組合法人」を「出資組合又は出資農事組合法人」に改める。